

きょうと魅力再発見旅プロジェクトの各種割引は、【京都府または隣接等府県にお住まいの方】が割引対象です

宿泊者・旅行者全員の身分確認を行います

「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」の割引適用対象者は、京都府または隣接等府県に居住する方が対象者です。京都府または隣接等府県以外にお住まいの方は適用外です。

割引希望者は、申込時または精算時に、申込または精算個所にて、割引適用される宿泊者または旅行者が京都府または隣接等府県に居住していることが確認できる書類を提示し証明してください。

※本人確認の方法

次の確認書類を宿泊事業者や旅行業者で旅行者に提示させ、京都府または隣接等府県に居住していることを確認する。

- 1点で本人確認書類として認めるもの：1枚で氏名及び写真が確認できる書類
- 例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、観光庁職員身分証明書等
- ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名が確認できる書類として提示可能
 - ①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等
 - ②学生証(写真付き)、会社の身分証明書(写真付き)、公の機関が発行した資格証明書等(写真付き)
- 中学生以下の子どもであって、上記がそろうない場合、本人の健康保険証と法定代理人の本人確認書類で代用する。
- 書類が整わない場合、後日、宿泊または旅行を予約した宿泊事業者または旅行業者に対して、写しを郵送

京都府または隣接等府県の居住を確認する為に必要な書類として認められないもの(例)

- 宅配伝票、郵送伝票等の送料支払伝票、はがき・郵便物
- 店舗・小売店・飲食店等のポイントカード
- 病院の診察券
- キャッシュカード、クレジットカード
- 名刺、勤務先の社員証(写真無し)

割引対象者はあくまでも宿泊者・旅行者です

きょうと魅力再発見旅プロジェクトの割引対象者は、宿泊者及び旅行者です。ご予約された方が京都府または隣接等府県にお住まいの方でも、実際に宿泊する(旅行する)方が京都府または隣接等府県外にお住まいの場合は、割引適用外となりますのでご注意ください。(宿泊者・旅行者が同行者も含めて京都府または隣接等府県在住であることを証明できない場合は割引適用外です。)

【割引適用不可】



【割引適用可】



【割引適用可】



宿泊及び旅行取消の場合のクーポンの返還

宿泊及び旅行をキャンセルする場合は京都応援クーポン券の発行を受けた(=旅行の予約をした)旅行業者等に必ず返却してください。仮に返還が行われない場合には、当該紙クーポンの金額に相当する金額をお支払いください。京都応援クーポン券の返却が行われない場合には、補助金の不正受給となり、返還請求の対象となるほか、詐欺罪に問われる可能性があります。

ご注意事項

- 宿泊事業者や旅行業者が居住地を確認を行う際に、居住地が確認できない方の割引適用はできません。
- 宿泊者・旅行者が京都府または隣接等府県外居住者であることが発覚した場合は、割引適用外の方は正規料金でお支払いいただきます。
- 京都府または隣接等府県内居住者のなりすましや、虚偽の申告があった場合は、不正受給として割引分をご返金いただきます。
- 京都府または隣接等府県に居住することを確認するために必要な書類の貸し借りが発覚した場合は、不正受給として割引分をご返金いただきます。
- なりすまし、虚偽の申告、転売、転売商品の購入については、法令により罰せられる可能性がありますのでご注意ください。

ワクチン・検査パッケージの導入について

「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」の利用には、**旅行者全員が、ワクチンの3回接種歴または検査結果の陰性であることを提示・確認することが条件となります。**

■対象

旅行者全員

- ※未就学児及び小学生(概ね12歳未満)は同居の監護者が同伴する場合は不要
- ※学校等の活動に係る宿泊や旅行(修学旅行等)は不要

■確認時期

- ・宿泊商品：宿泊施設へのチェックイン時(オンライン旅行予約サイト予約の場合も同様)
- ・旅行商品：旅行予約時or旅行開始時

■確認書類

・以下のいずれかを提示しなければならない

- ①ワクチンの3回目接種日(予防接種済証等) ※ワクチン3回目接種当日から適用可能
- ②宿泊時または旅行開始時の3日前以降にPCR検査等を、または前日又は当日に抗原定性検査を受け、検査結果が陰性であること(検査結果通知書等)

※検査結果通知書は旅行(宿泊)開始日において有効期限を過ぎていなければ、旅行期間中は有効な検査結果として取扱うことが可能です。
旅行開始2日目以降に検査結果通知書の確認が必要な場合(旅行開始日の翌日以降に旅行開始日に利用した宿泊施設と異なる宿泊施設にチェックインする場合などにおいて、旅行開始日において有効期限が過ぎていないか不明な場合など)は、旅行開始日を確認できるよう、検査結果通知書に加えて旅行開始日が確認できる書類をご確認ください。

※予防接種済証はコピーや画像、検査結果通知書等はメール結果通知の提示可。

予防接種済証等を宿泊施設チェックイン時または旅行開始時に提示・確認できない場合、割引等が受けられません。

※検査費用は、利用者負担

京都府において、飲食、イベント、旅行・帰省等の活動などに際して、陰性の検査結果を確認するために必要な検査を無料で実施しております。
(無料の対象は、原則、抗原定性検査)

詳しくは京都府ホームページの「無症状者に係る無料検査について

(http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona_muryokensa.html)をご確認ください。

その他

観光庁がワクチン・検査パッケージを活用した施策を実施する場合において、旅行者及び宿泊事業者は、観光庁または観光庁が指定する者への登録が必要ですが、「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」においては、プロジェクトの実施に係る登録により上記登録とみなされるため、特に手続きは不要です。

※京都府民の場合は、ワクチン接種歴の確認は「2回」でも可能です。
ただし、2回接種日から14日以上経過する日から対象となります。

詳細は、きょうと魅力再発見旅プロジェクトのホームページ(<https://www.kyoto-tabipro.jp/>)から確認

□ 接種済証や検査結果通知書等の書式や必要項目等は次のとおりです。

〈予防接種済証の場合〉

新型コロナウイルスワクチン接種済証 (臨時接種)
Certificate of Vaccination for COVID-19

3回目
接種年月日 2022年 05月 25日

3回目の予防接種済証

接種を受けたワクチン

	1回目	2回目
接種日	2022年 05月 25日	2022年 05月 25日
接種を受けたワクチン	NNNNNNNNN1 NNNNNNNNN1	NNNNNNNNN1 NNNNNNNNN1

3回目シールが貼られているか確認。

〈接種証明書の場合〉

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

姓(旧姓)・(別姓) 名(別名)
[Surname(Former surname)(Alternative surname) Given name(Alternative given name)]

生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)

国籍・地域 [Nationality/Region]

接種番号 [Passport Number]

1回目接種 [First Dose] 2回目接種 [Second Dose]

ワクチンの種類 [Vaccine Type] ワクチンの種類 [Vaccine Type]

メーカー [Manufacturer] メーカー [Manufacturer]

製品名 [Product Name] 製品名 [Product Name]

製造番号 [Lot Number] 製造番号 [Lot Number]

接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD) 接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)

接種国 [Country of Vaccination] 接種国 [Country of Vaccination]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]

日本国厚生労働大臣
[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier] 証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD)

3回目シールが貼られているか確認。

運転免許証等により、本人のものか確認

〈検査結果通知書の様式例〉

検査結果通知書

この検査結果は、「ワクチン接種後(接種後)検査」等においてのみ有効です。
有効期限内に、身体状態とともにご覧いただくことができません。
新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかの診断には用いることができません。
陽性の方は、速やかに医療機関を受診してください。

受検者氏名 [フリガナ] 〇〇 〇〇

検体採取日 2022年 〇月 〇日

検査結果 陽性・陰性・判定不能

有効期限 2022年 〇月 〇日

検査方法 PCR検査等・抗原定性検査・抗原定性検査

検体 唾液・鼻ぬぐい液・鼻咽喉ぬぐい液

使用した検査試薬又は検査キット名 〇〇 〇〇

※1 検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。
※2 有効期限：PCR検査等は採取日から3日。抗原定性検査は検査日から1日

検査所名 (又は検査所名) 〇〇 〇〇

検査管理者氏名 〇〇 〇〇

【陽性の場合】
医療機関を受診してください。
受診・前診センターに電話し受診先について相談してください
電話番号 〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇

運転免許証等により、本人のものか確認。

陰性であることを確認。

有効期限内であることを確認。

いずれかの検査であることを確認。

- 【検査結果通知書】
次の項目が記載された検査結果通知書の提示・確認が必要
- ①受検者氏名
 - ②検査結果
 - ③検査方法
 - ④検査所名
 - ⑤検体採取日
 - ⑥検査管理者氏名
 - ⑦有効期限

※京都府民の場合は、ワクチン接種歴の確認は「2回」でも可能です。ただし、2回接種日から14日以上経過する日から対象となります。

ワクチン・検査パッケージの確認

□ ワクチンの3回接種歴の経過日及びPCR検査等・抗原定性検査の有効期限をご確認ください。

参考：適用可能日一覧

■ ワクチンの3回接種歴（※ワクチン3回目接種当日から適用可能）

⇒ 予防接種済証・接種記録書・接種証明書いずれかで確認。

ただし、京都府民の場合は2回目接種日から14日以上経過

【例】1/10にワクチン2回目接種 ⇒ 1/24から宿泊可能です。

経過日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26
2回目接種	宿泊	宿泊	宿泊	宿泊	宿泊	宿泊	宿泊	宿泊	宿泊	宿泊	宿泊	宿泊	宿泊	以降宿泊可能	→		
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

■ PCR検査等(LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む)

⇒ 宿泊当日の3日前以降に検体採取を行った場合で、検査結果通知書により陰性であることが証明

■ 抗原定性検査

⇒ 宿泊日の前日または宿泊当日に検体採取を行った場合で、検査結果通知書により陰性であることが証明

【例】1/24に宿泊する場合

	経過日	3	2	1	宿泊日		
検体採取日	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24
PCR検査等	← 検査結果陰性【対象外】 →			← 検査結果陰性【対象】 →			
抗原定性検査	← 検査結果陰性【対象外】 →					← 検査結果陰性【対象】 →	

詳細は、きょうと魅力再発見旅プロジェクトのホームページ(<https://www.kyoto-tabipro.jp/>)から確認